

上烏田浄水場配水池等整備DB事業

募集要項

令和6年3月

かずさ水道広域連合企業団

目 次

はじめに	1
1 本事業の概要	2
(1) 事業名	2
(2) 事業の目的	2
(3) 公共施設等の管理者	2
(4) 事業の場所	2
(5) 本事業の業務内容	2
① 本事業の業務	2
(6) 事業期間	2
(7) 事業方式	2
(8) 事業スケジュール	3
(9) 請負代金の支払方法	3
(10) 遵守すべき関係法令及び基準・仕様等	3
2 事業者の募集及び選定に関する事項	3
(1) 事業者の募集及び選定方法	3
① 応募資格の確認	3
② 提案内容の審査	3
(2) 委員会の設置	3
(3) 応募者の応募資格要件	4
① 応募者の構成等	4
② 構成員に共通の応募資格要件	6
③ 各構成員の応募資格要件	6
④ 応募資格確認基準日	8
(4) 事業に係る事業費等	8
3 事業者選定のスケジュール等	8
(1) 事業者選定のスケジュール	8
(2) 募集公告及び募集要項等の公表	9
(3) 募集要項等に関する質問の受付並びに回答公表	9
① 質問の受付	9
② 回答の公表	9
(4) 現地調査の実施	9
① 実施期間	10
② 申込方法	10
③ その他	10

(5) 応募の手続き	10
① 応募表明書及び応募資格確認申請書の受付	10
② 応募資格確認結果の通知.....	10
③ 官民対話の実施	11
④ 応募表明に伴う見積書及び提案書の受付	11
⑤ 参加の辞退.....	12
⑥ 基礎審査及び基礎審査結果の通知	12
4 事業者の選定	12
(1) 提案書の審査	12
(2) 提案書に関するプレゼンテーション（ヒアリング）	12
(3) 優先交渉権者の決定.....	12
(4) 優先交渉権者を決定しない場合	12
(5) 選定結果の通知.....	13
(6) 契約の手続き	13
① 契約の締結.....	13
② 契約を締結しない場合	13
③ 契約に要する費用の負担.....	13
④ 契約保証金.....	13
5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	13
(1) 事業契約に関する基本的な考え方.....	13
(2) 想定されるリスクと責任分担	14
① 責任分担の基本的考え方.....	14
② 想定されるリスクの責任分担	14
(3) 当広域連合企業団による実施状況の確認.....	17
① 設計・施工に係る実施状況の確認	17
② 実施時期	17
③ 性能未達の場合等の損害賠償等.....	18
6 上烏田浄水場配水池の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	18
7 契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	18
(1) 疑義が生じた場合の措置	18
(2) 管轄裁判所の指定	18
8 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	19
(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	19
(2) 事業の継続が困難となった場合の措置.....	19
① 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合.....	19
② 当広域連合企業団の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	19

③ 当広域連合企業団又は事業者の帰責とならない事由により事業の継続が困難となった場合	19
9 財政上及び金融上等の支援に関する事項	20
(1) 財政上及び金融上の支援に関する事項	20
(2) その他の措置及び支援に関する事項	20
10 その他事業の実施に関し必要な事項	20
(1) 本事業に係る情報の提供方法	20
(2) 公正な参加の確保	20
(3) 応募者が1者のみであった場合	20
(4) その他	20
① 応募の延期等	20
② 本事業に関する問い合わせ先	21

はじめに

かずさ水道広域連合企業団（以下「当広域連合企業団」という。）は、上烏田浄水場配水池等整備DB事業（以下「本事業」という。）について、民間事業者のノウハウ・アイデア・技術力・マネジメント力を最大限に活用することを目的とし、効率的かつ効果的に本事業を行うため、設計・施工を一括して実施するDB（Design Build）方式により発注する。

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たって、本事業のプロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）を定めたので公表する。なお、下記の資料も募集要項と一体のものである。

- ① 募集要項（本資料）
- ② 要求水準書
- ③ 事業者選定基準
- ④ 提案書作成要領及び様式集
- ⑤ 基本協定書（案）
- ⑥ 契約書（案）

また、「本施設」とは、上烏田浄水場配水池（本新設配水池及び整備復旧工事を含む）、「本新設配水池」とは、本施設のうち、本新設工事により建設する配水池本体及びこれに附帯する配管等の設備をいう。

1 本事業の概要

(1) 事業名

上烏田浄水場配水池等整備DB事業

(2) 事業の目的

本事業は、平成29年10月に策定した「君津地域水道事業統合広域化基本計画」に基づき、同計画における「上烏田（木更津市）、久保・北子安（君津市）、上飯野（富津市）配水区域の統廃合」で、上烏田配水区域を拡大することとなっていることから、拡大する配水量に見合った配水池を整備するとともに、耐震化を図ることを目的とする。

また、本事業はスクラップビルドによる同一敷地内での更新が必要となるため、水運用に支障をきたさない整備を行う必要がある。

なお、本事業は、「生活基盤施設耐震化等交付金」を活用し実施するものであるが、交付期限である令和10年度末までに整備を完了させる必要がある。

(3) 公共施設等の管理者

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長

(4) 事業の場所

千葉県木更津市上烏田357番地2外

(5) 本事業の業務内容

事業者が実施する業務は、次に掲げるものとする。詳細は「要求水準書」に示す。

① 本事業の業務

ア 設計業務

イ 建設業務

ウ 届出・申請書作成等、その他関連する業務

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、当広域連合企業団と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「契約」という。）締結日の翌日から令和11年3月23日（金）までとする。

(7) 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工を一括して実施するDB方式とする。

(8) 事業スケジュール

事業スケジュールを以下のとおりと予定している。

契約の締結	令和6年10月
本新設配水池の工事期間	令和6年10月～令和11年3月
本新設配水池の供用開始	令和11年4月

(9) 請負代金の支払方法

請負代金は、各年度の出来高に応じて支払うものとし、各年度の前払金の請求は可能とする。詳細は「契約書(案)」に示す。

(10) 遵守すべき関係法令及び基準・仕様等

事業者は、本事業の実施に当たり関係法令(法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。)及び基準・仕様等を遵守すること。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、公募型プロポーザル方式(令和4年7月8日告示第19号)により行うものとする。

なお、本事業の応募手続は、以下のとおり実施する。

① 応募資格の確認

応募資格の確認として、令和5年度かずさ水道広域連合企業団競争入札参加資格者及び後述する一定の実績を有すること等の確認を行う。詳細は、本資料P.4以降の「(3) 応募者の応募資格要件」に示す。

② 提案内容の審査

上記①において本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から提出された見積書及び提案書の受付後、応募者によるプレゼンテーション及び応募者へのヒアリングを実施し、見積価格のほか技術面の非価格要素を含めて総合的に審査するものとする。

(2) 委員会の設置

提案内容の審査及び優先交渉権者の選定については、学識経験者及び有識者等により構成されるかずさ水道広域連合企業団上烏田浄水場配水池等整備DB事業事業者選定委員会(以下「委員会」という。)で行うものとする。

なお、委員会の委員は、優先交渉権者選定結果の公表にて示すものとし、それまで非公表とする。

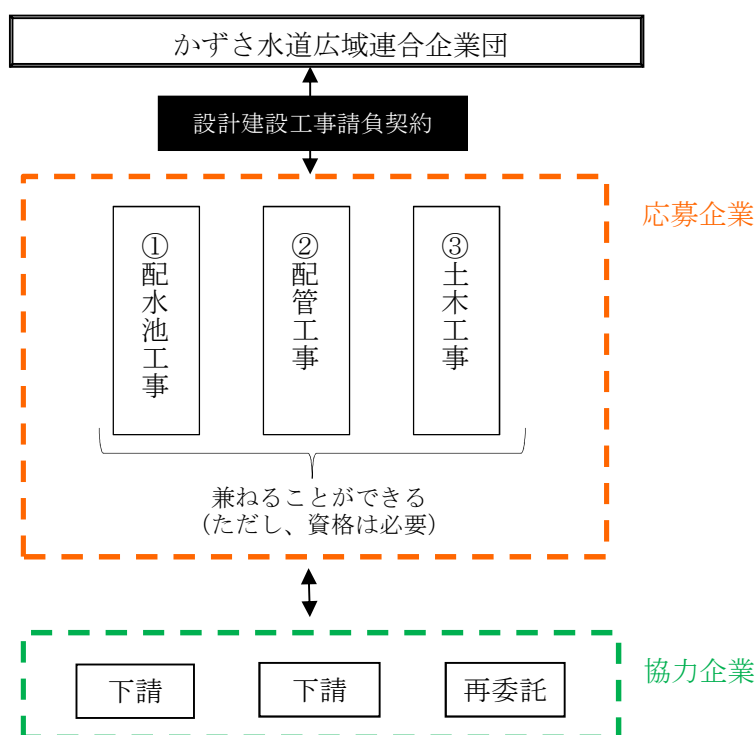
優先交渉権者の決定までの間に、委員及び事務局担当者等、本事業の関係者に対し、事業者選定に関して自己に有利になるための接触、働きかけを行った場合、当該応募者は参加資格を失う。

(3) 応募者の応募資格要件

① 応募者の構成等

応募者は、以下アからコまでに示す全ての事項を満たしていること。

ア 応募者は、本事業を実施する請負形態は単体あるいは2ないし3者で構成する応募グループであること。なお、本事業における組合せは下記のとおりとする。



本事業のスキーム図

イ 応募企業から業務の一部を請け負う下請企業（以下「協力企業」という。）については、かずさ水道広域連合企業団構成市内企業の積極的な活用を図ること。

ウ 単独企業とする場合、土木一式工事、水道施設工事の競争入札参加資格を有する企業とすること。

エ 応募グループとする場合、土木一式工事、水道施設工事の競争入札参加資格を有する企業（以下「構成員」という。）によって結成される共同企業体（以下「JV」という。）とし、JVは2ないし3社とすること。

オ 配水池工事を担う構成員を代表企業とし、当該代表企業が応募手続を行うこと。

- カ J Vの場合、最低出資比率は2者の場合は30%、3者の場合は20%とする。
- キ 応募に当たり、各構成員が、本事業の業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。
- ク 構成員の変更は、原則として認めない。ただし、提案書の提出期限までに限り、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、当広域連合企業団と協議するものとし、やむを得ない事情を当広域連合企業団が認めた場合はこの限りでない。
- ケ 構成員のいずれかが、他の応募グループの構成員でないこと。
- コ 構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの構成員でないこと。
- サ 上記コにおいて、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次の（ア）、（イ）又は（ウ）に該当する者をいう。

（ア）資本関係

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについて子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又はbについて子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ）人的関係

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他応募の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（ア）又は（イ）と同視し得る資本関係又は人的関係が認められる場合。

- シ 事業期間を通じて、設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する目的に、統括責任者を配置すること。また、統括責任者は企業団との統括的な連絡窓口となるが、現場常駐義務はなく、設計施工期間における事業進捗に応じて、企業団の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。なお、統括責任者は監理技術者を兼ねることができるものとし、J Vの場合、代表企業より配置すること。

② 構成員に共通の応募資格要件

- ア 令和5年度かずさ水道広域連合企業団入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- イ かずさ水道広域連合企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（令和5年7月14日施行）に基づく指名停止措置、又はかずさ水道広域連合企業団契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者であること。
 - （ア）手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は当該業務委託の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
 - （イ）会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - （ウ）民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- エ 本事業に係る事業者選定を委託している者（株式会社日水コン）及びこれと資本関係又は人的関係にない者であること。
- オ 委員会の委員が属する企業又はその組織及び企業と資本関係又は人的関係にない者であること。
- カ 上記エ及びオにおいて、「資本関係又は人的関係において関連がある者」とは、次の（ア）又は（イ）に該当する者をいう。
 - （ア）資本関係
当該組織及び企業の発行済株式総数の100分の50を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - （イ）人的関係
当該組織及び企業の代表権を有する役員を兼ねている者
- キ 構成員は、応募資格の確認基準日の時点で資格要件に該当する建設業法に基づく許可を得た後3年以上を経過していること。

③ 各構成員の応募資格要件

各構成員は、次のアからエまでの要件を満たさなければならない。

ア 配水池工事企業の応募資格要件

- （ア）単独企業もしくは代表企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、水道施設工事及び土木一式工事の許可を受けていること。
- （イ）単独企業もしくは代表企業は、資格者名簿に業種が土木一式工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の総合評定値が1,000点以上であること。
- （ウ）単独企業もしくは代表企業は、平成20年4月1日から令和5年3月31日まで

の期間に完成した1池当たりの有効容量が3,400m³以上の水道用配水池の施工実績があること。但し、PC構造を提案する場合はPC構造の水槽構造物の施工実績があること。なお、その施工実績がJVの場合は、当該JVの構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

(エ) 単独企業もしくは代表企業は、ISO9000シリーズ、ISO14001の認証を取得していること。

(オ) 単独企業もしくは代表企業の監理技術者は、1級土木施工管理技士の資格又は同等の資格を有する者で、かつ監理技術者資格者証を有する者（主任技術者、現場代理人との兼務可とし、3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）が1名以上在籍し、本事業に専任で配置できるものとする。なお、専任配置は本事業の設計期間中で工事現場が不稼働であることが明確な場合は、この限りではない。

(カ) 単独企業もしくは代表企業の監理技術者は、1池当たりの有効容量が3,400m³以上の配水池の施工実績があること。

イ 配管工事企業の応募資格要件

(ア) 単独企業もしくは構成企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、水道施設工事の許可を受けていること。

(イ) 単独企業もしくは構成企業は、資格者名簿に業種が水道施設工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の総合評定値が「A等級」（700点以上）に該当すること。

ウ 土木工事企業の応募資格要件

(ア) 単独企業もしくは構成企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事の許可を受けていること。

(イ) 単独企業もしくは構成企業は、資格者名簿に業種が土木一式工事で登録されており、最新の経営事項審査に基づく総合評定通知書の総合評定値が「A等級」（750点以上）に該当すること。

エ 設計業務企業の応募資格要件

設計業務は、次の（ア）から（エ）までの要件を満たす者（以下「設計企業」という。）が業務を実施しなければならない。また、協力企業に実施させる場合は、代表企業の責任において、同要件を満たす者に業務を実施させなければならない。

(ア) 設計企業は、資格者名簿に業種が測量等の土木関係建設コンサルタント（上水道及び工業用水道）で登録されていること。

(イ) 設計企業は、平成20年4月1日から令和5年3月31日までの期間に完成した1池当たりの有効容量が3,400m³以上の配水池の実施設計（新設又は更新）の実績を有していること。但し、PC構造を提案する場合はPC構造の水槽構造物の実施設計（新設又は更新）の実績を有していること。

(ウ) 設計企業は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、

技術士法（昭和58年法律第25号）に定めるものをいう。）が1名以上在籍し、本事業の設計期間中、配置できるものとする。

(エ) 本事業に係る事業者選定支援業務の受託者（株式会社日水コン）又は当該受託者と資本関係又は人的関係において関連がある者でないこと。

④ 応募資格確認基準日

ア 応募資格確認基準日は、応募資格確認申請書の受付期間の最終日とする。

イ 応募資格確認基準日の翌日から見積書及び提案書の提出までの間、応募者の構成員が②及び③の応募資格を欠くに至った場合、当該応募者は見積書及び提案書を提出することができない。ただし、やむを得ない事情があると当広域連合企業団が認めた場合に限り、②及び③の応募資格要件を満たす構成員と変更し見積書及び提案書を提出することを認めるものとする。

ウ 見積書及び提案書の提出の翌日から優先交渉権者決定日までの間、応募者の構成員が②及び③の応募資格を欠くに至った場合、当広域連合企業団は当該応募者を優先交渉権者決定の審査対象から除外する。

(4) 事業に係る事業費等

本事業の提案上限額は、以下のとおりとする。

提案上限額 4,061,200,000円

(消費税及び地方消費税相当額369,200,000円を含む)

3 事業者選定のスケジュール等

(1) 事業者選定のスケジュール

本事業における事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下の表に示すとおり予定している。なお、スケジュールは公衆衛生に関わる緊急事態などの不可抗力により、日程を変更する場合がある。

表 事業者選定のスケジュール（予定）

日程	実施予定事項
令和6年3月29日	募集要項等（DB公告、募集要項、要求水準書（変更）、事業者選定基準、提案書類作成要領及び様式集、基本協定書（案）、契約書（案））の公表
令和6年3月29日～ 令和6年4月5日	現地調査の受付
令和6年3月29日～ 令和6年4月10日	募集要項等に関する質問等の受付

令和6年4月15日～ 令和6年4月19日	現地調査の実施
令和6年4月17日	募集要項等に関する質問への回答公表
令和6年4月18日～ 令和6年4月30日	応募表明書及び応募資格確認申請書等の受付
令和6年5月17日	応募資格確認結果の通知
令和6年5月20日～ 令和6年5月31日	官民対話の実施
令和6年6月7日～ 令和6年6月21日	応募表明に伴う技術提案書及び提案価格書の受付
令和6年7月下旬	プレゼンテーション及び応募者へのヒアリング
令和6年9月上旬	優先交渉権者の選定・結果通知
令和6年9月上旬	基本協定の締結
令和6年9月中	契約条件等の交渉協議（1ヵ月程度）
令和6年10月上旬	事業者の決定・契約締結
令和6年10月下旬	契約締結の公表

（２）募集公告及び募集要項等の公表

当広域連合企業団は、令和6年3月29日（金）に本事業の募集公告及び募集要項等の公表を行う。

（３）募集要項等に関する質問の受付並びに回答公表

募集要項等に関する質問の受付並びに回答公表は、以下のとおり行う。

① 質問の受付

受付期間：令和6年3月29日（金）から4月10日（水）まで（午後5時必着）

提出方法：電子メールで提出のこと。

【様式】募集要項等に関する質問書（様式I-1）

【電子メール件名】「募集要項等に関する質問（応募者名）」

【宛先】「10（4）②本事業に関する問合せ先」参照

② 回答の公表

令和6年4月17日（水）に、当広域連合企業団のホームページを通じて公表する。

回答に当たっては、質問者を匿名化する。

（４）現地調査の実施

本事業の応募を検討し、現地調査を希望するものは、以下のとおり申込みを行うこと。

① 実施期間

実施期間：令和6年4月15日（月）から4月19日（金）まで

② 申込方法

申込期間：令和6年3月29日（金）から4月5日（金）まで（午後5時必着）

申込方法：電子メールで提出のこと。

【様式】現地調査申込書（様式I-2）

【電子メール件名】「現地調査申込書（応募者名）」

【宛先】「10（4）②本事業に関する問合せ先」参照

③ その他

現地調査時にドローン撮影は行ってもよいが、各社の責任のもとで行うこと。

（5）応募の手続き

① 応募表明書及び応募資格確認申請書の受付

応募者は、「2（3）応募者の応募資格要件」に示した条件を満たしていることを証明するため、必要な書類を下記のとおり提出すること。

なお、提出期限までに同書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

「提出書類作成要領及び様式集」を参照すること。

イ 提出期間

令和6年4月18日（木）から令和6年4月30日（火）まで（午後5時必着）

ウ 提出方法

「10（4）②本事業に関する問合せ先」宛に持参もしくは郵送により提出する。また、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とする。

なお、当広域連合企業団は応募資格確認申請書等を確認したうえで、軽微な不備の補正など、必要があると判断した場合は、応募資格確認申請書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

② 応募資格確認結果の通知

応募資格確認結果は、応募者（JVの場合は代表企業）に対して、令和6年5月17日（金）までに当広域連合企業団から書面により通知する、

この場合において、応募資格がないと認めた応募者に対しては、その理由を付記して郵送にて通知する。

応募資格確認結果の通知において、応募資格があると認められた者であっても、当広域連合企業団に提出した書類や電子ファイルなどに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、応募資格を取り消す。

③ 官民対話の実施

本事業に対する当広域連合企業団の求める要求事項等について、応募者の理解度を測り、それを深めることで、当広域連合企業団の意図する技術提案を得ることを目的として、当広域連合企業団と応募者の間で官民対話を実施する。

官民対話においては、事前に応募者から質疑・意見書を提出のうえ、これに基づき、質疑応答及び意見交換を行う。

官民対話の詳細な日時及び場所等については、質疑・意見書の受付後に当広域連合企業団より応募者（JVの場合は代表企業）に対して個別に通知する。

実施に当たっては、応募者が他の応募者を認知することのないよう十分留意し、他者の提案内容、応募者数等の他者に関わる情報は一切提示しないものとする。

応募者側の出席者は3名まで可とするが、応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。

④ 応募表明に伴う見積書及び提案書の受付

当広域連合企業団より応募資格を有する旨の通知を受けた応募者は、官民対話を踏まえ、提案書類一式を審査用に提出する。なお、提出期限以降は、提案書類の差替及び再提出は認めない。

ア 提出書類

「提出書類作成要領及び様式集」を参照すること。

イ 提出期間

令和6年6月7日（金）から令和6年6月21日（金）まで（午後5時必着）

ウ 提出方法

「10（4）②本事業に関する問合せ先」宛に持参もしくは郵送により提出する。また、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とする。

エ 提案書類の扱い

（ア）著作権等

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当広域連合企業団は、本事業の公表及びその他必要と認める場合、優先交渉権者の提案書の一部又は全部を無償で使用することができる。

また、当広域連合企業団は、優先交渉権者決定の公表に必要な範囲で優先交渉権者以外の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

なお、応募者の提出書類については、返却しない。

（イ）特許権等

技術提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じる責任は、原則として技術提案を行った応募者が負うものとする。

(ウ) 提出書類の返却

応募者から提出された資料は返却しないものとする。

(エ) 提出書類作成に係る費用

応募資格確認申請書、提案書、質問の書類の作成及び提出等、本事業の応募に係る費用は、応募者の負担とする。

⑤ 参加の辞退

当広域連合企業団より応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合には、提案書類提出期限日時までに、応募辞退届（様式 I - 3）を「10（4）

②本事業に関する問合せ先」に持参により提出すること。

⑥ 基礎審査及び基礎審査結果の通知

提出された提案書類について、「要求水準書」の項目を満足しているか確認するため、基礎審査を行う。「要求水準書」の項目を明らかに満足していないことが確認された場合には失格とする。失格の場合のみ、プレゼンテーションの実施日までに応募者（JV の場合は代表企業）に書面により通知する。

4 事業者の選定

(1) 提案書の審査

「事業者選定基準」に基づき、応募者の提案内容の評価を行い、総合評価点が最も高い応募者の提案を最優先提案とし、優先交渉権者を選定する。

(2) 提案書に関するプレゼンテーション（ヒアリング）

応募者から提案書が提出された後、応募者はプレゼンテーションを実施し、同時に当広域連合企業団からヒアリングを受ける。

プレゼンテーション（ヒアリング）は、提案書に基づく説明資料等により実施するものとし、追加提案は認めない。プレゼンテーションは、原則、パワーポイントを用いたスクリーンへの映写により行うものとする。

プレゼンテーション（ヒアリング）は「3（1）事業者選定のスケジュール」に基づき実施するが、詳細な日時、場所及び内容等は事前に応募者（JV の場合は代表企業）に通知する。

(3) 優先交渉権者の決定

当広域連合企業団は、委員会による最優秀提案者の選定結果をもとに、優先交渉権者を決定する。

(4) 優先交渉権者を決定しない場合

事業者の募集及び優先交渉権者の決定の過程において、応募者がいない、あるいはいずれ

の応募者の提案によっても本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに公表する。

(5) 選定結果の通知

当広域連合企業団は、委員会における選定結果を取りまとめて、速やかに応募者に対して通知する。なお、選定結果についての問い合わせには応じない。

(6) 契約の手続き

① 契約の締結

当広域連合企業団は、本事業をDB方式で実施するため、優先交渉権者と「契約書(案)」により、設計及び建設工事請負契約を締結する。

② 契約を締結しない場合

提案書の受付締切日から契約締結日までの期間において、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該優先交渉権者と契約を締結しない。この場合において、当該優先交渉権者は違約金として、請負金額の100分の5に相当する金額を当広域連合企業団に支払わなければならない。

ア かずさ水道広域連合企業団建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成31年かずさ水道広域企業団告示第26号)に基づく指名停止の措置を受けたとき。

イ かずさ水道広域連合企業団契約に係る暴力団対策措置要綱(平成31年制定)に掲げる措置要件に該当し、指名停止を受けたとき。

ウ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受け、当広域連合企業団と契約を締結できないとき。

エ 建設業法第29条の規定による許可の取消処分を受けたとき。

③ 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

また、契約締結までに、建設業退職金共済組合の掛金収納書及び任意労災加入証明書を提出すること。なお、これに代わる制度を利用するものは、それが証明できる書類を提出すること。

④ 契約保証金

契約保証金については、「契約書(案)」による。

⑤ 前払金

前払金については、「契約書(案)」に基づき行う。

5 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 事業契約に関する基本的な考え方

当広域連合企業団は、優先交渉権者に選定された応募者との契約交渉を踏まえ、優先

交渉権者との間で基本協定書を締結し、これに基づき、本事業にかかる設計及び建設工事請負契約を締結する。

なお、優先交渉権者選定日の翌日から契約締結日までの間、優先交渉権者に選定された応募者の構成員が参加資格を欠くに至った場合、当広域連合企業団は当該優先交渉者と契約を締結しない場合がある。

(2) 想定されるリスクと責任分担

① 責任分担の基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最もよく管理できる者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業を目指すものである。

事業者が担う業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、当広域連合企業団が責任を負うべき合理的理由がある事項については、当広域連合企業団が合理的な範囲において責任を負うものとする。

② 想定されるリスクの責任分担

本事業の実施に当たり、想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、次頁の「リスク分担表」により示すものとする。また、本事業の契約内容については、「契約書(案)」において定めるものとし、最終的に本事業にかかる請負契約書で確定する。

リスク分担表 その1

段階	リスクの種類	NO.	リスクの内容	当広域 連合企 業団	事業 者	
共通	公表資料リスク	1	本事業に係る公表資料の誤りに関するもの、変更に関するもの等	○		
	応募リスク	2	応募費用の負担		○	
	契約締結（未締結・遅延） リスク	3	当広域連合企業団の事由により契約が締結できない、又は契約締結の遅延によるもの	○		
		4	事業者の事由により契約が締結できない、又は契約締結の遅延によるもの		○	
		5	当広域連合企業団、事業者いずれの責でもない事由により、契約が締結できない、又は契約手続が遅延した場合	△	△	
	支払遅延・支払不能リスク	6	当広域連合企業団の支払の遅延又は不能	○		
	制度変更 リスク	行政リスク	7	当広域連合企業団の事業方針の変更によるもの	○	
			8	本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設、変更に関するもの	○	
		税制変更リスク	9	上記以外のもの		○
			10	消費税等の税率の変更	○	
			11	本事業に関する新税の成立、税制変更（法人の利益に係る税、消費税を除く）	○	
		許認可リスク	12	法人の利益に係る税の変更		○
			13	当広域連合企業団が取得すべき許認可	○	
	14		事業者が取得すべき許認可		○	
	社会リスク	住民対応	15	施設設置そのものに関する住民対応	○	
			16	事業者が実施する業務に関する住民対応		○
		環境保全	17	事業者が実施する業務に関する環境問題（周辺への環境悪化、振動・騒音・臭気等）		○
			18	当広域連合企業団の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
		第三者賠償	19	事業者の帰責事由により第三者に与えた損害		○
			20	当広域連合企業団の帰責事由により第三者から与えられた損害	○	
	第三者からの 損害	21	事業者の帰責事由により第三者から与えられた損害		○	
		経済リスク	物価変動リスク	22	一定基準を超える変動	○ ※1
	23			一定基準を超えない変動		○ ※1
	金利変動リスク		24	金利変動		○
	債務不履行リスク	25	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
		26	当広域連合企業団の指示に従わずに事業継続の見込みがない場合		○	
		27	当広域連合企業団の都合により本事業が継続されない場合	○		
	不可抗力リスク	28	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然又は人為的な現象等のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○ ※2	△ ※2	
	情報漏洩リスク	29	当広域連合企業団の帰責事由によるもの	○		
		30	事業者の帰責事由によるもの		○	
	業務実施企業等に関する リスク	31	事業者が業務を委託し、又は請負わせる企業（協力企業）その他の第三者（その使用人を含む）の使用に係る責任		○	
	当広域連合企業団の関連 業務に関するリスク	32	当広域連合企業団が本事業に関連して別途発注する業務において当広域連合企業団が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任	○		
	要求水準リスク	33	建設された施設・設備が要求水準未達の場合		○	

○：リスクの負担者又は主たるリスクの負担者、△：従たるリスクの負担者

リスク分担表 その2

段階	リスクの種類		NO.	リスクの内容	当広域連合企業団	事業者
設計段階	設計リスク	設計変更リスク	34	当広域連合企業団の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○ ※3	
			35	事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○
	測量・調査リスク	36	当広域連合企業団が実施した測量・調査に関するもの	○		
		37	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○	
施工段階	水運用への影響リスク	38	当広域連合企業団の事由により水運用に支障が生じた場合	○		
		39	事業者の事由により水運用に支障が生じた場合		○	
	工事完了の遅延	40	当広域連合企業団の指示等により契約期日までに施設が完工しない場合	○		
		41	事業者の帰責事由により契約期日までに施設が完工しない場合		○	
	工事費増加	42	当広域連合企業団の指示による工事費の増加	○		
		43	事業者の帰責事由による工事費の増加		○	
	仕様未達	44	検査等において仕様未達が発見された場合		○	
	施設瑕疵リスク	45	施設の瑕疵が発見された場合及び瑕疵により施設の損傷等が発生した場合		○ ※4	
	設備機器・備品等納品遅延リスク	46	事業者が納品する設備、備品等の納品遅延に関するもの		○	
	施工管理リスク	47	施工管理に関するもの		○	
一般的損害リスク	48	引渡しまでの設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷、又は事故による第三者への賠償等に関するもの		○		

○：リスクの負担者又は主たるリスクの負担者、△：従たるリスクの負担者

- ※1 物価変動リスクにおける一定基準の詳細は、「契約書（案）」に示しており、事業者選定後の契約時に決める。
- ※2 不可抗力事由により、当広域連合企業団に追加費用その他損害が発生した場合、当広域連合企業団は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し当広域連合企業団又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては当広域連合企業団の負担とする。負担方法については、8（2）に示す。
- ※3 当広域連合企業団の提供資料等と現場条件に相違がある場合は、事業者は当広域連合企業団に相違内容を提示し、必要な協議を行ったうえで、原則として現場の状況に応じて施工するものとし、この場合において、事業者による調査に不備等があり、これにより障害を発見できずに追加費用が生じた場合、及び、損害が発生した場合には事業者の責任とし、それ以外の場合には当広域連合企業団が合理的な範囲で追加費用を負担する。
- ※4 施設の瑕疵及び瑕疵による損害については、契約不適合責任期間に明らかになったものについては事業者の責任と費用負担で補修又は損害の賠償をするものとし、詳細な条件は「契約書（案）」等に示す。

(3) 当広域連合企業団による実施状況の確認

① 設計・施工に係る実施状況の確認

当広域連合企業団は、事業者が本事業を確実に実施し、その内容が「要求水準書」に示す水準（以下「要求水準」という。）及び提案書に適合しているか確認するため、本事業に監督員を置き、モニタリングを行う。なお、当広域連合企業団は、モニタリングの実施を第三者（モニタリング業務受注者）に委託することができる。

事業者は、自らの業務実施状況が要求水準を満たしているかを確認することを目的としたセルフモニタリング計画書を作成し、当広域連合企業団の確認を得た後にセルフモニタリングを実施しなければならない。また、当広域連合企業団が要求する項目について報告を行い、要求水準及び提案書の内容に適合しているか当広域連合企業団の確認を受けなければならない。事業者の実施状況が要求水準及び提案書に適合していない場合等、当広域連合企業団は、必要に応じて事業者に対し改善を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

事業者は、設計業務及び建設業務の実施前に原則として「要求水準書」の関係法令及び基準・仕様等に準拠した業務計画書を当広域連合企業団に提出し、当広域連合企業団が要求した業務内容に適合していること及び施工管理者（監理技術者、主任技術者）の資格等についての適格性の確認を受ける。

事業者は、施工管理の実施状況について、毎月、管理報告書を提出し、適切な方法により説明する。また、当広域連合企業団の要求に応じて、随時報告及び説明を行う。

管理報告書の内容は、打合せ記録、主な実施内容、事業進捗状況及び施工検査記録等とし、特に、完成後に手直しが不可能又は不可視となる部分の施工写真を重点的に撮影し、管理報告書において整理する。

事業者は、本事業の出来形確認及び完成時に、適切な方法により管理報告及び業務全般の報告を行うこととする。

② 実施時期

ア 設計業務

当広域連合企業団は事業者によって行われた実施設計の内容を定例会議等で毎月確認し、要求水準及び提案書に適合していない場合は、事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

イ 建設業務

事業者は、定期的に当広域連合企業団から施工状況等の確認を受ける。また、当広域連合企業団が要請した場合、事業者は、施工状況等の事前説明及び事後報告を行うとともに、当広域連合企業団はいつでも工事現場での施工状況等の確認を行うことができる。

当広域連合企業団は、その内容について、要求した性能に適合するものであるか確認を行い、要求した性能に適合していない場合は事業者に改善を求めることができ、

事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

ウ 出来高完成時、工事完成・施設引渡時

事業者は、工事記録を用意して、当広域連合企業団の完了検査を受ける。また、事業期間の途中年度においては出来高検査を実施した上で、当広域連合企業団が出来高支払いを行うものとする。

当広域連合企業団は、本新設配水池が要求水準及び提案書に適合しているか確認を行う。確認の結果、これを適合していない場合は、当広域連合企業団は事業者に修補又は改造を求めることができ、事業者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

③ 性能未達の場合等の損害賠償等

本施設の性能が未達である場合等の損害賠償等については、「契約書(案)」等に示す。

6 上烏田浄水場配水池の立地並びに規模及び配置に関する事項

詳細な内容は、「要求水準書」に示す。

なお、本事業の実施に当たり、場内配管及び場内配管の接続部の工事を先行して実施予定である。これは令和7年度初旬に完了予定であり、概要は以下のとおりである。

表 先行工事の概要

項目	内容
上烏田浄水場配水池から中台浄水場への送水管	Φ250～Φ700mm×約100m 流量計室1箇所
新設第5接合井からの送水管接続部	インサートバルブ Φ500mm×1基 割T字管、バルブΦ500mm×2基

7 契約等の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 疑義が生じた場合の措置

当広域連合企業団が応募手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び事業者が提出した提案書及び当広域連合企業団と事業者との間で締結された契約等の解釈に疑義が生じた場合は、当広域連合企業団と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議のうえ、解決を図る。

(2) 管轄裁判所の指定

契約等に係る紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

8 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、契約に定める事由ごとに当広域連合企業団又は事業者の責任に応じて、必要な修復及びその他の措置を講ずる。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、契約の定めるところにより本事業を終了する。

① 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者が、契約に定める要求水準を満たしていないことが判明した場合及びその他契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、当広域連合企業団は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、当広域連合企業団は契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、当広域連合企業団は契約を解除できる。

ウ 上記ア又はイの規定により当広域連合企業団が契約を解除した場合は、契約の定めるところにより、当広域連合企業団は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

② 当広域連合企業団の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

ア 当広域連合企業団の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は契約を解除できる。

イ 上記アの規定により事業者が契約を解除した場合は、当広域連合企業団は契約の定めるところにより、事業者に生じた損害を賠償する。

③ 当広域連合企業団又は事業者の帰責とならない事由により事業の継続が困難となった場合

ア 当広域連合企業団又は事業者の帰責事由とならない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、当広域連合企業団及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に上記アの協議が整わない場合は、当広域連合企業団が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、当広域連合企業団は、事前に事業者へ通知することにより、契約を解除できる。

ウ 契約を解除する場合の措置については、「契約書（案）」の定めに従う。

エ 不可抗力の定義については、「契約書（案）」に示す。

9 財政上及び金融上等の支援に関する事項

(1) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、当広域連合企業団はこれらの支援を事業者が受けることができるように努めるが、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

(2) その他の措置及び支援に関する事項

当広域連合企業団は、事業者が事業を実施するに当たり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力する。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、当広域連合企業団及び事業者で協議する。

10 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、当広域連合企業団のホームページを通じて行うものとする。

ホームページアドレス <https://www.kazusa-kouiki.jp/>

(2) 公正な参加の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(3) 応募者が1者のみであった場合

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、「2 事業者の募集及び選定に関する事項」に示す事項に基づき、応募者の審査を行い、提案内容について契約目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、優先交渉権者として選定することの可否を決定する。

(4) その他

① 応募の延期等

当広域連合企業団は、次のいずれかに該当する場合は、応募を延期又は中止する。この場合、応募者が損害を受けることがあっても、当広域連合企業団は、その賠償の責を負わない。

ア 不正又はその疑いがあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、公正な競争が行われないと認められるとき。

ウ 応募者がいないとき。

② 本事業に関する問い合わせ先

かずさ水道広域連合企業団 計画課（本庁舎2階）

住 所 千葉県木更津市潮見2丁目8番地

電 話 0438-38-4625

メールアドレス db01@kazusa-kouiki.jp（担当：城野）